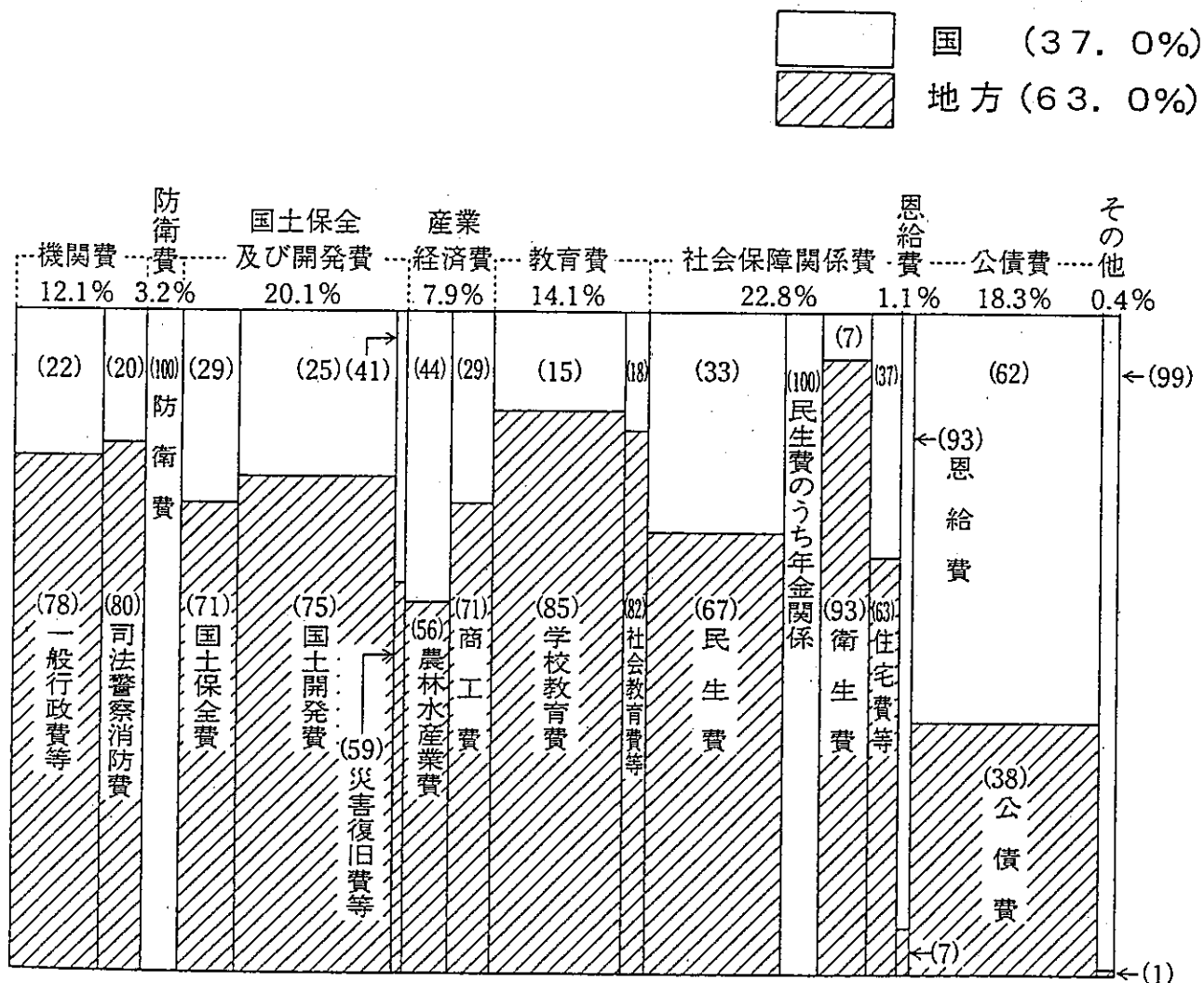


地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約2／3となっている。

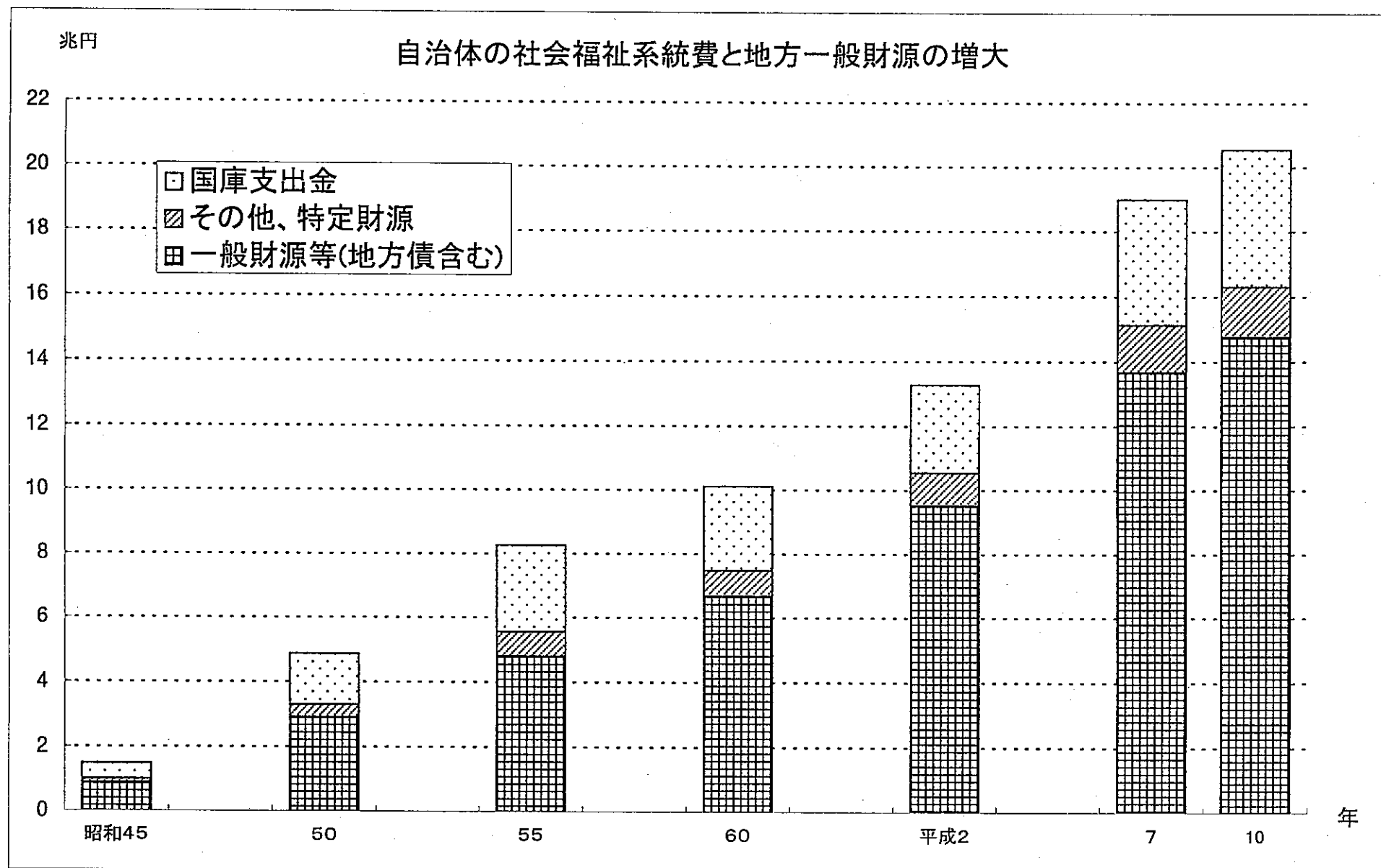
○ 国と地方の役割分担（平成10年度）

＜ 歳出決算・最終支出ベース＞

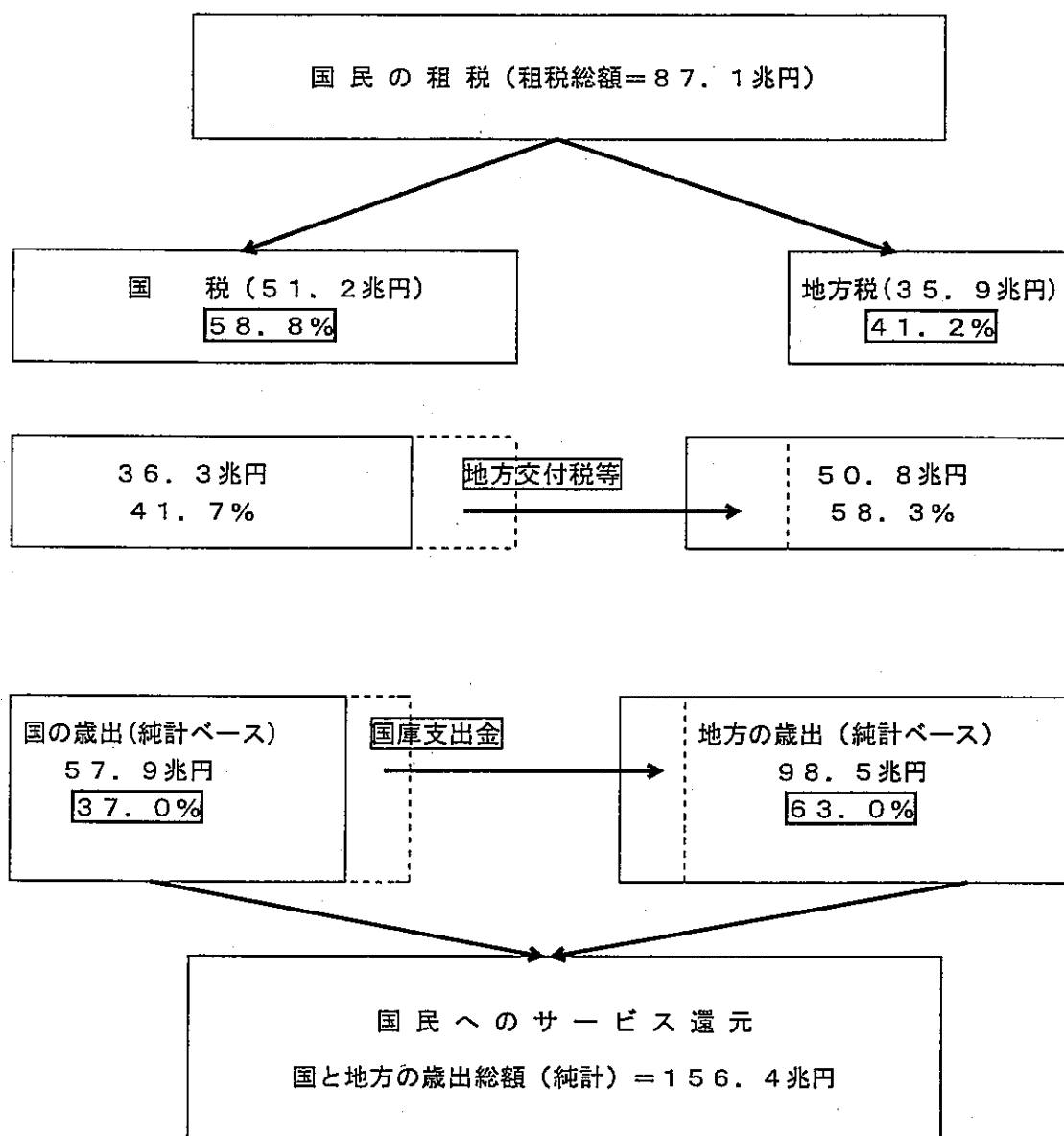


(国：一般会計＋特定の特別会計、地方：普通会計)

(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合



国・地方の財源配分（平成10年度）



地方歳出に占める地方税収入の割合

（平成10年度決算額）

地 方 税	地方譲与税 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
359,222 (35.9%)	186,441 (18.6%)	157,451 (15.7%)	151,356 (15.1%)	147,505 (14.7%)
地方歳出100兆1,975億円				

地方分権推進計画（抄）

〔平成10年5月29日
閣 議 決 定〕

第4 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保（抄）

2 国庫補助負担金の整理合理化（抄）

（1）基本的考え方（抄）

ア 国庫補助負担金については、地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ、国庫負担金と国庫補助金の区分に応じて、（3）に掲げるように、事務事業の内容等を勘案し、地方公共団体の事務として同化・定着・定型化しているものや人件費補助に係る補助金、交付金等については、一般財源化等を進めるとともに、国と地方公共団体との役割分担の見直しに併せて、真に必要なものに限定していくなどにより、積極的に整理合理化を進めることとする。

また、国庫補助負担金の整理合理化は、地方公共団体の自主的・自立的な行政運営の実現に資するものであるから、単に国庫補助負担金を削減するため補助負担率の実質的な引下げを行うような手法は採らないこととする。

イ 他方、国の補助金等については、「財政構造改革の推進について」（平成9年6月3日閣議決定）及び「財政構造改革の推進に関する特別措置法」（平成9年法律第109号）（以下「財政構造改革法」という）に基づいて、経済社会情勢の変化、行政の各分野における国及び地方公共団体と民間との役割分担の在り方並びに行政の各分野における国と地方公共団体との役割分担の在り方を踏まえ、すべての分野においてその見直しを行うこととしている。このため、国庫補助負担金の整理合理化に当たっては、当面、財政構造改革の集中改革期間（平成10年度から平成12年度までの期間）中において、「財政構造改革の推進について」（平成9年6月3日閣議決定）との整合を図ることとする。

ウ 財政構造改革法においては、国庫補助負担金を「制度等見直し対象補助金等」と「その他補助金等」の区分に従って、見直しを行うこととしている。すなわち、「制度等見直し対象補助金等」については、交付の対象となる事業等に係る制度若しくは施策の見直し又は当該事業等の見直しを行うことにより、削減又は合理化を図ることとしている。この見直しに当たっては、地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ、国庫補助金及び国庫負担金の区分に応じて、国庫補助負担金の整理合理化を推進することとする。

他方、「その他補助金等」については、財政構造改革の集中改革期間の各年度において、各省各庁の所管ごとの合算額がその前年度当初予算額の10分9を上回らないようにすることとし（対前年度当初予算比削減率10%以上）、数値設定による計画的削減を実施する（別紙5「国庫補助金削減計画」参照）。この場合、同計画の対象となる国庫補助金の総件数についても、これに準じてスクラップ・アンド・ビルド原則の徹底を図ること等により、その縮減を図る。

なお、その後の国庫補助金削減計画については、集中改革期間中の削減・整理合理化の状況等を踏まえ検討することとする。

また、特別会計や特殊法人等から交付される国庫補助金についても、国の一般会計から交付される国庫補助金に準じて、廃止・縮減を行うこととする。

(2) 必要な地方一般財源の確保

国庫補助負担金の廃止・縮減を行っても引き続き当該事務・事業の実施が必要な場合には、地方財政計画の策定等を通じて所要財源を明確にし、地方税・地方交付税等の必要な地方一般財源を確保することとする。

4 地方税財源の充実確保（抄）

(1) 地方税

ア 地方税の充実確保

(7) 国と地方の歳出純計に占める地方の歳出の割合は約3分の2であるのに対し、租税総額に占める地方税の割合は約3分の1となっており、歳出規模と地方税収入との乖離が存在している。

地方税については、基本的に、この地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、その充実確保を図る。

(イ) 今後、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充するとともに、住民の受益と負担の対応関係をより明確化するという観点から、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、地方税の充実確保を図る。

この場合、生活者重視という時代の動向、所得・消費・資産等の間における均衡がとれた国・地方を通じる税体系のあり方等を踏まえつつ、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討する。

平成10年度においては、事業税の外形標準課税の課題を中心に、地方の法人課税について総合的な検討を進める。

これらの検討と併せて、地方税と国庫補助負担金、地方交付税等とのあり方についても検討を加える。

(ウ) このような考え方に立って地方税の充実確保を図っていく必要があるが、当面は、国庫補助負担金の廃止・縮減を行っても引き続き当該事務の実施が必要な場合や国から地方公共団体への事務・権限の委譲が行われた場合において、その内容、規模等を考慮しつつ、地方税等の必要な地方一般財源の確保を図る。

イ 課税自主権の尊重

(7) 法定外普通税の許可制度については、より課税自主権を尊重する観点から廃止し、都道府県又は市町村が法定外普通税を新設又は変更するに当たっては、国と事前協議を行うこととする。この場合、国との同意を要することとする。

ただし、税源の所在及び財政需要の有無については、事前協議の際の協議事項から除外し、国の関与を縮減することとする。

(イ) 法定外目的税については、住民の受益と負担の関係が明確になり、また、課税の選択の幅を広げることにもつながることから、その創設を図る。その場合、国と事前協議を行うこととし、法定外普通税と同様、国との同意を要することとする。

(ウ) 標準税率を採用しない場合における国への事前の届出等については、課税自主権の尊重の観点から廃止する。

【措置済み（地方税法改正 平成10年4月1日施行）】

(エ) 制限税率は、総合的な税負担の適正化を図るためにも、その全面的な廃止は適当ではないが、個人市町村民税については、住民自らが負担を決定する性格が強いこと、個人道府県民税には制限税率がないこととの均衡等を考慮し、その制限税率を廃止する。

【措置済み（地方税法改正 平成10年4月1日施行）】

(2) 地方交付税（抄）

ア 地方公共団体の自主的な行政執行等の権能を損なわずに、税源の偏在による財政力の格差を是正するとともに、地方公共団体が法令等に基づき実施する一定水準の行政の計画的運営を保障する上で、地方交付税の財政調整機能は極めて重要であることにかんがみ、今後とも、地方財政計画の策定等を通じて、地方交付税総額の安定的確保を図る。

イ 地方交付税の算定方法のあり方を検討するに際しては、人口、面積等の基本的な指標を基礎とする静態的な算定方法に併せて、地方公共団体の実施事業量に応じた動態的な算定方法についても、適切に活用することとする。

ウ 地方交付税制度の運用のあり方については、国と地方の役割分担の見直しや法令等による地方公共団体の事務の義務付けの廃止・緩和等に対応して、地域の実情に即した地方公共団体の自主的・主体的な財政運営に資する方向で、算定方法の簡素化を進めることとする。

(3) 地方債（抄）

ア 地方債許可制度については、地方公共団体の自主性をより高める観点に立って廃止し、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、地方公共団体は国又は都道府県との協議を行うこととし、協議制度に基づく地方債制度の主な内容については次のとおりとする。

また、地方債制度及びその運用の構成・透明性の確保を図る観点から、これらについてできる限り法令化することとする。

イ 少なくとも財政構造改革期間中においては、国及び地方の財政赤字の縮小のため財政健全化目標が設定され、地方公共団体の歳出の抑制が求められていることに鑑み、許可制度を維持することとする。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）（抄）

附 則

（検討）

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（抄）

〔平成十一年七月八日

参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会〕

政府は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に当たっては、住民に身近な行政は地方公共団体に委ねるといふ本法の趣旨を広く実現するよう努めるとともに、特に次の諸点に留意し、その適用に遺憾なきを期すべきである。

（略）

一 本法の附則による地方税財源充実確保策の検討・措置については、地方における歳出規模と地方税収との乖離を縮小する観点から、国・地方を通じる税体系のあり方について抜本的な検討を行うこと。

また、各地域の実情に応じた事業を進めるため、国庫補助負担金のさらなる整理・合理化を早急に推進するとともに、存続する国庫補助負担金については、統合・メニュー化を一層推進し、運用・関与の改革を図ること。

（略）

右 決議する。

地方財政法上の区分毎の国庫補助負担金等予算額

(平成12年度地方財政計画ベース)

(単位：億円)

区 分		対 象 経 費 等	平成12年度 予 算 額
国 庫 負 担 金	(1) 一般行政経費に係る 国庫負担金 第10条及び第34条関係 (一部を除く)	義務教育職員及び養護学校の小・中学部教職員の給与等、 生活保護、麻薬取締、各種措置費、職業能力開発、地籍 調査等に要する経費	58,567
	(2) 建設事業費に係る 国庫負担金 第10条の2関係 (一部その他を含む)	道路、河川、港湾、林道、漁港等の新設、改良、地すべ り防止事業、都市計画事業、公営住宅及び社会福祉施設 の建設、土地改良、失業対策事業並びに義務教育諸学校 及び養護学校小・中学部の建物の建築等に要する経費	28,377
	(3) 災害復旧事業等に 係る国庫負担額 第10条の3関係	災害救助事業、道路、河川、港湾、林道、漁港、都市計 画事業による施設、公営住宅、学校、社会福祉施設、 保健衛生施設、土地改良による施設等の災害復旧に要す る経費	337
	小 計		87,281
委 託 費 等 第10条の4関係		国会議員の選挙、国が専らその用に供することを目的と して行われる統計・調査、外国人登録、検疫、健康保険、 自作農の創設、未引揚邦人の調査等に要する経費	2,185
奨 励 的 ・ 財 政 援 助 的 補 助 金 等	(1) 補 助 金	都道府県警察費補助金、廃棄物処理施設整備費補助金、 農業構造改善事業費補助金、在宅福祉事業費補助金等	27,464
	(2) 交 付 金	第16条 関 係 国有提供施設等所在市町村助成交付金、交通安全対策特 別交付金、電源立地促進対策等交付金、特定防衛施設周 辺整備調整交付金、地方道路整備臨時交付金等	13,440
	(3) 補 給 金	交付地方債元利償還金等補助金、産炭地域振興事業債調 整分利子補給金、新産業都市等建設事業債調整分利子補 給金	14
	小 計		40,918
合 計			130,384

(注) この表に掲げたものは、地方公共団体の普通会計に属する国庫補助金等である。

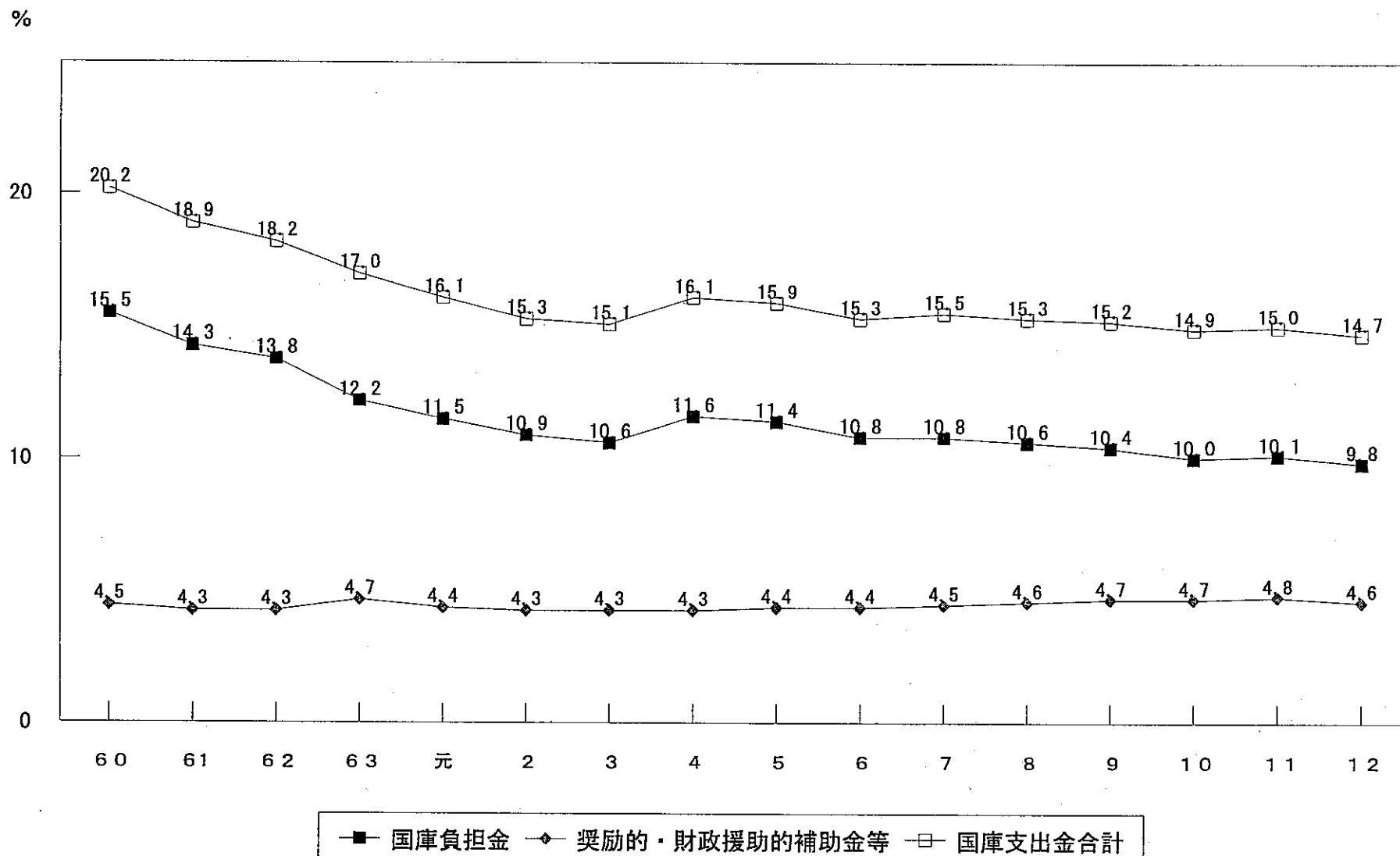
(参考) 補助金等の件数

61	62	63	元	2	3	4	5
2,444	2,403	2,372	2,356	2,334	2,300	2,297	2,292

6	7	8	9	10	11	12
2,266	2,250	2,223	2,200 2,521	2,463 2,506	2,465 2,526	2,432

(注) 11年度下段は、省庁再編により12年度との比較対照のために組み替えた件数である。
うち8割程度が地方団体向けの補助金等である。

地財計画歳入総額にしめる国庫支出金の割合の推移（地財法上の区分）



交付税算定方法の透明化等

●地方団体の意見提出制度

地方交付税の算定について、地方団体の意見をよりの確に反映するとともに、その過程をより明らかにするために、意見提出制度を創設（地方交付税法第17条の4（平成12年4月施行））

①地方団体の意見提出権

地方団体は、交付税の額の算定方法に関し、自治大臣に対し意見を申し出ることができる。

②自治大臣の誠実処理義務

自治大臣は、意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理しなければならない。

③地方財政審議会への報告

自治大臣は、意見の申出を受けた場合においては、その処理の結果を、地方財政審議会に、（中略）報告しなければならない。

●単位費用化

地方交付税の算定方法のより一層の簡明化を図る観点から、従来、補正係数（省令事項）を用いて算定していた財政需要を法律で定める単位費用により算定

〈平成10年度〉

〈平成11年度〉

- | | | | |
|-----------|-----------------------------|---|------------------------------|
| （例）・老人医療費 | 補正係数により算定
（測定単位は65歳以上人口） | → | 70歳以上人口を測定単位として
単位費用により算定 |
| ・私学助成経費 | 補正係数により算定
（測定単位は人口） | → | 私学生徒数を測定単位として
単位費用により算定 |

※ このほか、平成11年度には、公立大学運営経費（公立大学学生数を測定単位）、公立幼稚園運営経費（公立幼稚園幼児数を測定単位）などを、平成12年度には、都市公園維持管理経費（都市公園面積を測定単位）などをそれぞれ単位費用化

●補正係数の整理

補正係数の廃止、縮減、統合等により、地方交付税の算定方法の簡素化を推進

- （例）・「小学校費」・「中学校費」における学級数急増補正（学級数増加に伴う初度調弁費などの経費算入）は、少子化に伴い適用団体及び措置額が減少していることから廃止
- ・小規模市町村に係る段階補正の割増係数（人口1人当たりの経費が割高となる傾向を反映）について、概ね人口4,000人未満の団体に係る割増係数を一律とする見直しを順次実施